

令和5年第4回広尾町議会臨時会 第1号

令和5年6月26日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 議案第79号 財産の取得について
- 4 議案第80号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 5 議案第81号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（11名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（1名）

9番 渡辺 富久馬

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美

住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 一 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉 大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭 力
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	佐 々 木 み ゆ き
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	舩 田 光 恵
兼 豊 似 保 育 所 長	舩 田 光 恵
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	及 川 隆 之
兼 町 営 牧 場 長	及 川 隆 之
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田 雅 樹
建 設 水 道 課 長	寺 井 真 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井 真
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈 農 業 委 員 会 〉

会		長	今	村	弘	美
事	務	局	森	谷		亨
		長				

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	佐	藤	直	美
		長					

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第4回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
議員の出欠であります。9番、渡辺富久馬議員より欠席の届出があります。
本臨時会には、町長から議案3件のみを受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、10番、小田雅二議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 議案第79号

- 1、議長（堀田） 日程第3、議案第79号 財産の取得についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第4回広尾町議会臨時会にご参集いただきましてありがとうございます。
それでは、議案第79号 財産の取得について提案理由を申し上げます。
本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名であります、財務会計システムサーバー機器購入業務であります。
取得財産につきましては、財務会計システムサーバー機器一式であります。
取得目的につきましては、財務会計システムサーバー機器の更新であります。
契約額は、704万円であります。

契約の相手方ですが、釧路市春採8丁目2番10号、株式会社エイチ・シー・シー、代表取締役松下恵一であります。

更新期限につきましては、本議案の議決後10月31日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社曾我、大丸株式会社道東支店、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャ、株式会社エイチ・シー・シーの5業者をもって入札を行いました。落札率は95.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第79号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第80号～日程第5 議案第81号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第80号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてと日程第5、議案第81号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第80号及び議案第81号について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第80号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもの

であります。

第1条は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ5,250万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を74億9,834万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

次のページをお願いいたします。

あわせて、事項別明細書3ページであります。

まず、補正の歳入であります。

14款2項国庫補助金は、コロナ対策交付金の推奨事業分でありまして、物価高騰対策として行う事業に対する交付金であります。

20款5項雑入は、公用車の修繕に係る共済金の計上であります。

21款1項町債は、公園整備費の追加費用の財源として過疎対策事業債を追加するものであります。続きまして、補正の歳出であります。

議案書は4ページ、事項別明細書4ページであります。

2款1項総務管理費は、公用車の修繕料の追加であります。

4款1項1目保健衛生総務費は、水道料金の減免事業の補填として水道事業会計へ補助をするものであります。財源は、コロナ交付金を一部充当しております。3目予防費は、保健師確保を目的としたインターンシップ事業の助成金の計上であります。

5款1項農業費は、広尾町農協が行う物価高騰対策事業に対する補助金の計上であります。財源は、コロナ交付金を一部充当しております。同款2項林業費の7節報償費及び13節使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊インターン事業費の計上であります。集いの杜プロジェクトのインターン参加者に対する報償費と車両借り上げ料であります。14節工事請負費は、野塚交流館のごみの保管場所とするため、野塚団地で不要となった物置を移設するものであります。

6款1項商工費は、物価高騰対策として広尾町商工会が行うプレミアム付商品券発行事業に対する補助金の計上であります。財源は、コロナ交付金を一部充当しております。

7款4項都市計画費は、公園予定地の用地買収費の追加であります。当初予算算定時には土地の価格を路線価から算定し、1平方メートル当たり4,280円としておりましたが、不動産鑑定の結果、売買実例価格から1平方メートル当たり5,500円と算定されたため、不足する954万7,000円を追加するものであります。

8款1項消防費は、消防車両の修繕料の追加であります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

続きまして、議案書の5ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債につきまして、限度額を変更するものであります。町債の合計に960万円を追加し、4億2,710万円とするものであります。

続きまして、議案第81号についてであります。

本案は、第1条において、令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第1項営業収益から1,400万円を減額し、第2項営業外収益に1,419万9,000円を追加するものであります。

また、第2款第1項営業収益から230万円を減額し、第2項営業外収益に230万円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に19万9,000円を追加するものであります。

補正の内容でありますが、水道基本料金の減免による減収を一般会計からの補助金で補填するものであります。支出は、減免を行うためのシステム改修委託料の追加であります。

なお、事業の詳細につきましては、担当より補足説明をいたさせます。

以上で、議案第80号及び議案第81号の提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） それでは、私から広尾町保健業務インターンシップ事業についてご説明させていただきます。

議案資料1ページをご覧ください。

本事業の目的ですが、広尾町に就業する保健師を確保するため、看護学生や資格取得者に対し実践的な職場体験の機会を提供し、町が行う保健事業の魅力や地域特性について理解を深めてもらうことを目的としております。

事業の対象者は、記載のとおりです。

事業内容ですが、職場体験など保健業務インターンシップ事業において、実習生を町外から受け入れた場合、その方法として交通費と宿泊費の助成をするものであります。なお、宿泊は町内の宿泊施設に限定するものであります。

次に、予算ですが、交通費について1人当たり1万4,000円を上限として5人分、7万円を計上しております。宿泊費につきましては、1人1泊1万円を上限としまして5人分、3泊を想定しまして15万円を計上しております。全体で合計22万円の予算としております。

最後に、周知方法ですが、周知用のチラシを作成し、町ウェブサイトへの掲載、各養成学校への資料提供を行います。また、対面やオンラインでの就職説明会において直接学生や教員関係者などへ周知することを計画しております。

私からの説明は以上です。

1、議長（堀田） 次に。

及川農林課長。

1、農林課長（及川） それでは、事項別明細書の4ページ、5款1項3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、農業生産資材等高騰対策支援事業補助金について、補足説明をさせていただきます。

議案説明資料に基づき説明を行いますので、別冊の議案説明資料の2ページをご覧ください。

初めに、1の目的です。原油価格や物価上昇による飼肥料、農薬、燃料等の高騰の影響を受けている生産者（農業者及び農業法人）の営農継続に向けた広尾町農業協同組合が実施する対策事業を支援することを目的として行うものです。昨年度も同様の事業を行っておりますが、これら価格高騰が依然として農業経営を圧迫する状況が続いていることから、広尾町農協からの要望を受け、再度実施するものであります。

次に、2の事業実施主体は、広尾町農業協同組合となります。

次に、3の補助対象事業等ですが、広尾町農協が実施する2つの対策事業に対し、町が2分の1相当額を補助し、町内の生産者を支援するものであります。町から農協への補助の上限は2,000万円となります。

1つ目の（1）が生産資材価格高騰対策事業です。農協の定める基準により生産コスト上昇分に応じた軽減相当額を支援するものです。

3ページをご覧ください。

2つ目の（2）が酪農経営緊急支援対策事業です。国の酪農支援策である国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業における経産牛1頭当たりの都府県と北海道の補填単価の差額である2,800円を上限に、町独自の上乗せを行うものです。

次に、4の支援金の額です。

（1）の生産資材価格高騰対策事業につきましては、耕地面積や家畜飼養頭数などのデータに基づき広尾町農協が設定する算定区分により支援金の額を算定するものです。

（2）の酪農経営緊急支援対策事業につきましては、国の対策事業に準じて令和4年11月1日時点の経産牛の飼養頭数により支援金の額を積算するものです。畜種は、ホルスタイン種、ジャージー種及びその他乳用種の雌牛となります。1頭当たりの支援金の上限は、先ほども申し上げましたが、2,800円となります。

農協が支出する支援金の概算事業費は総額で4,000万円となりまして、町は2分の1以内の額、2,000万円を上限に補助金を支出するものです。町の補助金の主な財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,400万円を見込んでおります。

次、4ページになります。

5の交付対象者の要件として4点挙げています。それぞれの説明は省略させていただきますが、ここに挙げている4点全てを満たしていることが交付対象者の要件となります。

最後に、6として事業の流れを記載しています。広尾町農協からの交付申請を受け、町から農協に補助金を交付し、農協から各生産者へ支援金が給付される流れとなります。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） 次に。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから商工費の事業について説明をいたします。

議案資料の5ページをお開き願います。

広尾町地域振興プレミアム付商品券発行事業補助金であります。

目的は、物価高騰等の影響を受ける商工業者等を支援するために実施するものであります。

2の商品券の名称につきましては、広尾町地域振興プレミアム付商品券となります。

プレミアム率は、30%といたします。

4の商品券の発行につきましては、1枚当たり500円とし、1組13枚6,500円相当分を5,000円で販売いたします。購入上限は、20組となる10万円までといたします。発行組数は1万6,000組で、発行総額1億400万円、うち2,400万円をプレミアム分として補助いたします。

5、商品券を利用できる業者は、公募を行い、応募のあった町内の商工業者といたします。

6、商品券の使用期間としましては、8月7日から翌年1月21日までとし、期限が切れた商品券は使用できないものといたします。

今回の販売方法につきましては、予約制といたします。購入は各世帯20組を上限といたしまして、希望多数の場合、抽選によって上限20組を希望される世帯より上限を下げ、希望世帯全体で賄うことによりまして、希望組数は当たらないまでも、購入希望の世帯には必ず購入することができるようにいたします。

今後の予定としまして、議決後、事務に取りかかり、近日中にチラシを配布いたします。予約の受付期間としましては7月7日から7月21日まで、商品券引換えにつきましては8月7日から8月10日までとする予定となっております。販売場所につきましては、昨年同様、広尾町商工会のほか、豊似、野塚、音調津の各郵便局で行う予定であります。

以上であります。

1、議長（堀田） 次に。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料7ページと8ページをお願いいたします。

水道基本料金減免事業になります。

1、目的です。物価高騰の影響を受ける町民世帯及び町内事業所に対し、令和5年7月分から令

和5年10月分までの水道基本料金を減免することによりまして、住民生活及び事業活動への支援を行います。

2、減免対象者です。全町民世帯、全事業所。官公庁事業所は除きます。

3、減免対象見込み件数です。月3,300件を見込んでおります。

4、減免額です。上水道事業1,400万円、簡易水道事業230万円、簡易給水事業7万円。減免分の補填財源は、コロナ交付金を活用いたします。

次、8ページになります。

5、減免方法です。各月の水道料金額から基本料金分を減免いたします。

6、減免の案内及び実施スケジュールになります。令和5年7月、減免事業を広報折り込みチラシで周知いたします。令和5年7月下旬、7月分簡易水道・簡易給水減免額を確定いたします。令和5年8月上旬、7月分の上水道減免額を確定いたします。以下、8月から10月まで記載のとおり減免額を確定いたします。

以上で補足説明といたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計と水道事業会計の2件を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計と水道事業会計の2件を一括して審議を行います。

申し上げます。本案2件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。議案第80号と議案第81号の2件に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 1点確認をさせていただきたいと思いますが、予算事項別明細書、一般会計の部分で、5ページの7款4項2目の都市計画施設費の関係の16節公有財産購入費の関係であります。

今回、954万7,000円の追加となっておりますけれども、これにつきましては、当初予算でも2,316万7,000円計上されております。先ほど町長の説明で平米当たり4,280円と申されましたけれども、これは路線価の単価ということで、実際の当初予算の計上については、補正をして、実は平米当たり3,894円80銭の5,948平米ということで2,316万7,000円となっております。今回の補正では平米当たり5,500円ということで、総額では3,271万4,000円となるわけでありまして、当初予算から比べると41%の大幅増となっております。一般論として、地方自治法上の会計原則のうち、確実性の原則に照らして言えば、予算計上に際しては、特に土地売買等については、例えば国土交通省の発表している土地公示価格ですとか、あるいは近傍の土地売買実例、こういったものを参照として町のほうでそういった積算根拠に基づいて算定したものをベースに、いわゆる相手方との協議、合

意形成を図った上での計上ということに一般的にはされるものと認識しておりますけれども、今回こういったような大幅な引上げに至った経過について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 経過につきましては、まず新年度予算、北1線道路の路線価ということで、北1線道路とはツルハと広尾高校の間の路線価で、今回、新年度予算を上げさせていただきました。4月に委託業務を発注いたしまして、売買実例ですとかプロの鑑定士の方に鑑定していただいて、今回5,500円という路線価になったものです。

経過としては以上になります。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第80号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてと議案第81号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号と議案第81号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第80号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてと議案第81号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

- 1、議長（堀田） これにて令和5年第4回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時26分